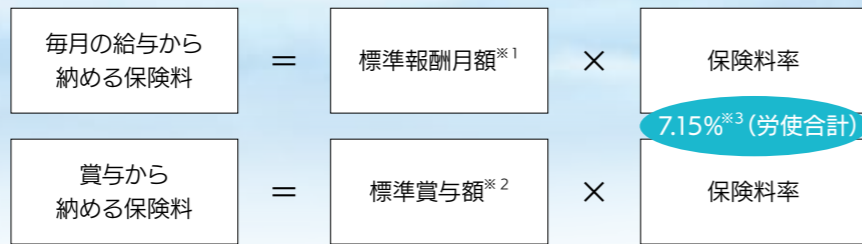


# 保険料のしくみ

日本では国民全員が公的医療保険に加入することになっており、みなさんは入社すると同時に健保組合に加入します。みなさんは給与から保険料を納めることになり、また、会社も保険料を納めています。健保組合にはさまざまな仕事がありますが、保険料はその財源となる大切なものです。

## 保険料は収入額に応じて給与等から差し引かれます

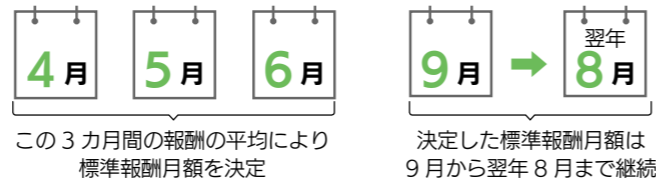
保険料は毎月の給与から差し引かれます。また、賞与が支給される場合も同じように保険料を差し引かれます。保険料の額は、収入額に応じて決められます。



- ※1 保険料の算出を簡略化するため、給与の月額を1～50の等級に分けて仮の報酬を決めます。これを標準報酬月額といいます。
- ※2 賞与から1,000円未満の端数を切り捨てた額（年間573万円を上限）。
- ※3 当健保組合令和2年度保険料率。
- ※任意継続および特例退職被保険者の標準報酬月額は別途定められています。

## 毎年1回、標準報酬月額は決め直されます 定時決定

標準報酬月額は、年1回、その年の4月、5月、6月の3カ月間の報酬をもとに、7月1日現在で決め直されます。決定した「標準報酬月額」は、その年の9月分の保険料（原則10月分給与から控除）から翌年の8月分まで使われます。



## 定時決定以外に こんなとき標準報酬月額が決められます

就職したとき 資格取得時決定	初任給等を基礎にして決められます。	
報酬が大幅に変わったとき 随時改定	昇給などにより3カ月間に受けた報酬の平均額が2等級以上変わる場合は、決め直されます。	
産前産後休業が終わったとき 産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了して職場復帰した被保険者が、短時間勤務等により報酬が変わった場合は、被保険者の申し出により、決め直されます。	
育児休業等が終わったとき 育児休業等終了時改定	育児休業等を終了して職場復帰した被保険者が3歳未満の子を養育している場合で、短時間勤務等により報酬が変わった場合は、被保険者の申し出により、決め直されます。	

## 保険料は健保組合の仕事の大切な財源です

健保組合は、みなさんから集めた保険料をもとに、事業を運営しています。

